

(仮称)「伊丹市脱炭素シンポジウム」企画運営業務に係る

仕様書

令和8年4月

伊丹市

(仮称)「伊丹市脱炭素シンポジウム」企画運營業務に係る仕様書

第1章 総則

1. 適用範囲

(仮称)「伊丹市脱炭素シンポジウム」企画運營業務に係る仕様書(以下「本仕様書」という。)は、伊丹市(以下、「本市」という。)から受託された事業者(以下「受託者」という。)が実施する(仮称)「伊丹市脱炭素シンポジウム」企画運營業務(以下「本事業」という。)に適用する。

2. 事業名

(仮称)「伊丹市脱炭素シンポジウム」企画運營業務

3. 対象地域

伊丹市内

4. 事業期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

5. 事業目的

脱炭素が世界的な潮流の中、国民においては、国民運動である「デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)」が展開される等、脱炭素に対する意識・行動変容が求められている。

また、同様に企業においても、気候変動対策を重要課題と捉え、事業活動において脱炭素に配慮した経営(以下「脱炭素経営」という。)が必須となっている。

そうした中、企業においては人材不足が顕著となっている一方で、学生が就職活動において気候変動に取り組む企業を重視することや、出身企業へのUターン希望は高校時代までの地元企業の認知度が影響することが調査結果から明らかになっており、市民と市内企業の脱炭素共創事業を活性化することは、市民と市内企業の相互理解を促し(市内企業の認知度向上)、企業課題(人材不足)の解決に資することとなる。

(仮称)「伊丹市脱炭素シンポジウム」(以下「シンポジウム」という。)は、脱炭素に関する市民と市内企業の一体とした啓発を行い、両者の脱炭素に対する意識・行動変容を促し、脱炭素共創事業の活性化により市民と市内企業の相互理解が促進された活気に満ちた地域社会づくりを図るとともに、脱炭素社会の実現と企業課題の解決を目的に実施する。

第2章 一般事項

1. 本仕様書の取扱い

受託者は本仕様書に定める業務内容を実施するものとする。

2. 法令等の遵守

受託者は、本事業を実施するにあたり、関係法令等を遵守すること。

3. 秘密の保持

受託者は、本事業を実施するにあたり、知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

4. 打合せ等

受託者は、本事業を実施するにあたり、本市と密接な連絡を取り合い、本市の要求に応じて打合せを実施すること。

5. 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額(消費税含む)の10/100に相当する金額(千円未満切り上げ)を契約の締結と合わせて本市の指定する口座に振り込むこと。

6. 著作権の取扱い

- ① 事業成果物に係る全ての著作権は、本市に帰属するものとする。ただし、事業成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)の著作権は、個々の著作者に帰属するものとする。
- ② 納入される事業成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。
- ③ 受託者は、前項までの著作物を利用する者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。

7. リスク

受託者は、本事業の実施に伴うリスクに対して未然に対策を講じるとともに、苦情やトラブル等が発生した際は、誠意をもって適切に対応すること。なお、本事業の実施に際し、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。

8. 疑義

本仕様書の記載事項に関する疑義や定めのない事項については、本市と受託者との協議の上、決定する。

9. 事業スケジュール

本事業のスケジュールについては、本市と受託者との協議の上、決定する。

第3章 シンポジウム概要

1. 主催

伊丹市及び一般財団法人自治総合センター

2. 開催日時（予定）

令和8年8月21日（金）13時30分から16時30分

3. 開催場所（予定）

伊丹市労働福祉会館（スワンホール）3階 大ホール
（住所：兵庫県伊丹市昆陽池2丁目1）

4. 入場料

無料

5. 定員

150名

第4章 業務内容

1. シンポジウム企画運營業務

シンポジウムのプログラムは、「基調講演」、「共創事例紹介」、「パネルディスカッション」、「ワークショップ」、「個別相談会」で構成するものとし、受託者の主な業務は以下のとおりとする。

1) 基調講演

脱炭素が世界的な潮流の中、市民や市内企業における取組の重要性や市域の脱炭素を実現するための市民や市内企業の役割について、具体的な事例を交えた基調講演を通じて理解促進を図ること。

2) 共創事例紹介

気候変動という課題に対して、地域住民と地域企業が協働で解決策に取り組むことの重要性について、具体的な共創事業の事例紹介を通じて理解促進を図ること。

3) パネルディスカッション

実際に脱炭素に取り組む当事者間でのパネルディスカッションを通じて脱炭素に関する意識や行動変容を促すこと。

4) ワークショップ

脱炭素に関するワークショップを通じて市民や市内企業の脱炭素に対する意識変容を図り、かつ本市の脱炭素の取組の参加・導入を促すこと。

5) 個別相談会

個別相談会を通じて市内企業の脱炭素経営に関する疑問を解消すること。

6) 司会進行

各プログラムが円滑に進行するよう司会の役割を務めること。

7) 参加者アンケート

シンポジウム参加者の満足度、脱炭素の取組状況、意識変容等の把握を目的にアンケートを実施・整理すること。

8) 実績報告書の作成支援

シンポジウムは一般財団法人自治総合センターの令和8年度シンポジウム助成事業

の活用を予定しており、当該助成事業に関する実績報告書の作成を支援すること。

2. 受託者の業務に含めない事項

以下の事項については、本市が実施するため受託者の業務内容外とする。

- ① シンポジウム開催の周知活動
- ② シンポジウム参加希望者の受付事務
- ③ シンポジウム開催場所の確保
- ④ シンポジウム会場の設営・撤去
- ⑤ シンポジウム全体の司会